

職員カイゼン提案実施要領

第1 趣旨

この要領は、全庁的に Smart 道庁の推進が必要とされている中、職員が業務を遂行する上で生じた課題等に関し、職員自らが業務の効果的・効率的な執行等による事務改善や経費節減（以下「カイゼン」という。）に取り組むことにより、組織全体としてのカイゼン意識の向上がより図られるよう、カイゼンに係る職員からの提案（以下「職員カイゼン提案」という。）の取扱いを定めるものとする。

第2 職員カイゼン提案に関する事項

1 対象者

職員カイゼン提案を提出することができる者は、知事部局、企業局、道立病院局、北海道議会事務局、各種委員（会）事務局、教育庁（ただし、道教育委員会の事務局の職員及び道立学校以外の道教育委員会の所管に属する教育機関の職員に限る。）の職員とする。なお、職員カイゼン提案は、複数の職員により行うことができるものとする。

2 募集する職員カイゼン提案の区分

職員から募集する職員カイゼン提案は、次に掲げる事項とする。

- (1) カイゼンの取組の提案
- (2) 総務部行政局改革推進課長（以下「改革推進課長」という。）が別に提示する特定課題に係るカイゼンの取組の提案及び実践的事例

3 職員カイゼン提案からの除外

職員カイゼン提案の内容が次のいずれかに該当する場合は、除外するものとする。

- (1) カイゼンに該当しないもの
- (2) 苦情、要望、不平、不満に類するもの
- (3) 個人の具体的な人事、給与に関するもの
- (4) 道の政策の提案と判断されるもの
- (5) 匿名によるもの
- (6) その他これらに類するもの

4 提出方法

職員カイゼン提案のうち、第2の第2項第1号は北海道電子自治体共同システム（簡易申請機能）で提出するものとし、第2の第2項第2号は、改革推進課長が、毎年度、別途指示するものとする。

5 受付期間

職員カイゼン提案は、通年で受け付けるものとする。ただし、第2の第2項第2号の募集については、期間を限定して受け付けるものとする。

6 職員カイゼン提案の業務への反映等

- (1) 改革推進課長は、職員カイゼン提案を受理した場合は、当該内容を所管又は関連する課長等（以下「所管課長等」という。）に送付するとともに、提案者にその旨通知する。

ただし、第2の第2項第1号に該当する職員カイゼン提案は、受理した日から原則20日以内に、所管課長等に送付するものとする。

(2) 所管課長等は、送付のあった提案についての業務への反映等の可否について検討を行い、検討結果を改革推進課長に報告するものとする。

ただし、第2の第2項第1号に該当する職員カイゼン提案は、改革推進課長から送付があった日から原則30日以内に報告するものとする。

(3) 改革推進課長は、所管課の検討結果について、提案者にその旨通知するとともに、イントラネット等を活用して広く職員に周知するものとする。なお、改革推進課長は、所管課長等の検討結果について、必要に応じ、その後の状況について、報告を求めるものとする。

第3 優良事例の選定方法等

1 改革推進課長は、提出のあった職員カイゼン提案の中から、別に定める選定基準に基づき、特に優れていると認められるもの（以下「優良事例」という。）を選定するものとする。

2 改革推進課長は、優良事例の職員カイゼン提案を行った職員に対し、別記様式により通知するとともに、当該優良事例は、イントラネット等を活用して広く職員に周知するものとする。

3 改革推進課長は、優良事例の職員カイゼン提案を行った職員について、当該職員が所属する部局の代表課長に対して、北海道職員表彰規程（昭和29年9月10日訓令第61号）第2条第2号に該当する者として同規程第7条に基づき知事への具申について検討するよう依頼するものとする。

附 則

この要領は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。